介護予防・日常生活支援総合事業
指定第１号通所事業　重要事項説明書

デイサービスセンター　くつろぎの家
〒780-8082　高知市若草南町２２－２５
電　話　０８８－８４３－１４６８
ＦＡＸ　０８８－８４４－１１７８

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

１．事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人　長い坂の会
主たる事務所の所在地	〒780-8087　高知市針木北一丁目１４番３０号
代表者（職名・氏名）	理事長　　田　辺　裕　久

２．ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービスセンター　くつろぎの家
サービスの種類	指定第１号通所事業
事業所の所在地	〒780-8082　高知市若草南町２２番２５号
電話番号	０８８-８４３-１４６８
事業所番号	第３９７０１０３４７３号
利用定員	定員２５人
通常の事業の実施地域	高知市、土佐市、いの町

３．事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防・支援サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

４．提供するサービスの内容

指定第１号通所事業は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

第三者評価の実施について

① 実施の有無　　無

５．営業日時

営　業　日	月曜日から土曜日
営業時間	午前８時３０分から午後６時３０分まで
サービス提供時間	午前８時３０分から午後５時３０分まで 延長サービス時間は、午後５時３０分から午後６時３０分まで

６．事業所の職員体制

従業者の職種	常勤		非常勤	計	備　　考
	専従	兼務			
生活相談員		３名		３名	3名介護職員兼務
看護職員		１名	１名	２名	機能訓練指導員兼務
介護職員	４名	３名		７名	生活相談員兼務
機能訓練指導員		１名	１名	２名	看護職員兼務

７．サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の管理責任者（管理者）は下記のとおりです。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者の氏名	二宮　幸

８．利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（１）第１号通所事業サービスの利用料

基本部分、加算の合計の額となります。

【基本部分】

利用者の要介護度		基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
要支援１	１月につき	１７，９８０円	１，７９８円	３，５９６円
	１回につき	４，３６０円	４３６円	８７２円
要支援２	１月につき	３６，２１０円	３，６２１円	７，２４２円
	１回につき	４，４７０円	４４７円	８９４円

（注１）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

上記の基本部分に以下の該当する料金が加算されます。

加算の種類		加算額		
		基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
若年性認知症利用者受入加算（１月につき）		２，４００円	２４０円	４８０円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）(1月につき)(注2)	要支援１	２４０円	２４円	４８円
	要支援２	４８０円	４８円	９６円
科学的介護推進体制加算（１月につき）		４００円	４０円	８０円
介護職員処遇改善加算Ⅱ（注2）		９．０％		

（注２）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

※ご自宅と当事業所の間の送迎を、個別サービス計画上、必要としない場合は、片道につき 470 円（自己負担 47 円）を所定単位数から減額します。ただし、個別サービス計画上、送迎を必要としない場合であっても、当事業所の送迎（徒歩での迎えも含む。）を行った場合、送迎を行った往復または片道の減額はされません。

（２）その他の費用

食　　費	食事の提供を受けた場合、１回につき６００円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、１回につき実費をいただきます。
そ の 他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

（３）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、キャンセル料をいただく場合があります。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防通所介護相当サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

（４）支払い方法

上記（１）から（３）までの利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて前月分を毎月１５日までに請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書については、現金の場合、支払当日（祝休日の場合は翌平日）に発行します。また、口座引落・銀行振込の場合、次月請求書送付時に同封します。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月２５日（祝休日の場合は直前の平日）に、「四国銀行」または「ゆうちょ銀行」の指定する口座より引き落とします。手続きは、事業所までお申し出ください。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記口座にお振り込みください。 四国銀行　朝倉支店　普通口座　０４３１６４３ 口座名　デイサービスセンターくつろぎの家（でいさーびすせんたーくつろぎのいえ）　センター長（せんたーちょう）　田島由美（たしまゆみ）
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

９．キャンセル

（１）利用者がサービスの利用をキャンセルする場合は、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）　０８８－８４３－１４６８　二宮まで

（２）利用者の都合でサービスの利用をキャンセルする場合は、できるだけサービス利用開始日前日の午後５時３０分までにご連絡ください。午後５時３０分以降のキャンセルは、場合によってキャンセル料をいただく場合がありますので、ご了承ください。

１０．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

１１．事故発生時の対応

（１）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び高知市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

（２）サービスの提供により、利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償の手続きを行います。

（３）サービスの提供による利用者の事故が発生した場合には、関係者はその原因を解明し、再発防止に努めるため職員会議などにより事故防止を徹底します。

１２．苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所 相談窓口	電話番号	０８８－８４３－１４６８
	ＦＡＸ番号	０８８－８４４－１１７８
	受付担当者	管理者　二宮幸
	対応時間	月曜日から金曜日 午前８時３０分から午後５時３０分まで。 ただし、緊急時の場合は２４時間対応します。

（２）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情 受付機関	高知市 介護保険課	所在地　高知市本町５丁目１－４５ 電話番号　０８８－８２３－９９７２ ＦＡＸ番号　０８８－８２４－８３９０ 対応時間　月曜日から金曜日 午前８時３０分から午後５時１５分まで
	土佐市 長寿政策課	所在地　土佐市高岡町甲１７９２-１ 電話番号　０８８-８５０-１１２４ ＦＡＸ番号　０８８-８５０-２４３３ 対応時間　月曜日から金曜日 午前８時３０分から午後５時００分まで
	いの町 ほけん福祉課	所在地　吾川郡いの町１４００番 すこやかセンター内 電話番号　０８８-８９３-３８１１ ＦＡＸ番号　０８８-８９３-１１０１ 対応時間　月曜日から金曜日 午前８時３０分から午後５時１５分まで
	高知県国民健康保険団体連合会	所在地　高知市丸の内２－６－５ 電話番号　０８８－８２０－８４１０・８４１１ ＦＡＸ番号　０８８－８２０－８４１３ 対応時間　月曜日から金曜日 午後９時００分から午後４時００分まで

（３）処理体制及び手順

① 苦情があった場合は、迅速に苦情受付担当者（主任または管理者）が申し立て者と連絡を取り、面談等により詳しい事情を聞くとともに、職員からも詳しい事情を聴取します。

② 苦情受付担当者は、苦情等の内容について必ず苦情解決責任者（センター長）にその状況を報告します。必要があると判断した場合は、管理者及び関係職員を含めて検討会議を行います。

③ 検討の結果を受け、必ず翌日までに利用者に対し、事情の説明または謝罪に行く等具体的な対応を行います。

④ 記録を台帳等に保管し、再発防止に役立てます。

＜苦情処理手順＞

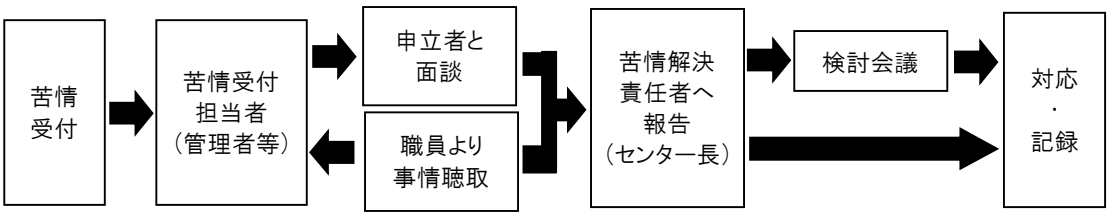

１３．サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（１）サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。

（２）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

１４．虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者　　二宮　幸

（２）虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果については従業者に周知徹底します。

（３）虐待の防止のための指針を定め運用します。

（４）従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施します。

（５）成年後見制度の利用を支援します。

（６）苦情解決体制を整備します。

（７）事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族など高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

１５．身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。

ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

（１）緊急性 ･････ 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

（２）非代替性････ 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

（３）一時性 ･････ 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

１６．ハラスメントの防止について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

（１）　身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

（２）　個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

（３）　意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

ハラスメント行為等により、信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約解除等の措置を講じます。

１７．非常災害対策について

（１）事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定し、従業者に周知徹底します。

（２）非常災害に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

（３）災害の発生時には計画に従って速やかに必要な措置を講じます。

１８．衛生管理について

（１）サービス提供の際に使用する施設、食器その他備品、また、調理等について、感染症等防止のための衛生管理に努め、衛生管理上必要な対策を講じます。

（２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。

（３）感染症の予防及びまん延防止のための指針を定め運用します。

（４）従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

（５）感染症発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じます。

１９．業務継続計画の策定等について

（１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

２０．当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　長い坂の会
代表者氏名	理事長　　田辺　裕久
所在地・電話	高知市針木北１丁目１４－３０ 電話　（０８８）８５６-６６０７ ＦＡＸ（０８８）８５６-６６０８
業務の概要	特別養護老人ホーム やすらぎの家　拠点
	特別養護老人ホーム やすらぎの家
	特別養護老人ホーム やすらぎの家（老人短期入所事業）
	認知症高齢者グループホームほのぼのの家
	特別養護老人ホーム うららか春陽荘　拠点
	特別養護老人ホーム うららか春陽荘
	特別養護老人ホーム うららか春陽荘（老人短期入所事業）
	デイサービスセンター はるかぜ
	デイサービスセンター そよかぜ（認知症対応型）
	うららかキッズガーデン
	高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業（横浜）
	在宅介護センターわかくさ 拠点

	デイサービスセンター くつろぎの家
	デイサービスセンター わかくさの家（認知症対応型）
	小規模多機能型居宅介護 わかくさ
	くつろぎの家訪問入浴サービス
	高知市在宅介護支援センター あさくら
	高知市朝倉地域包括支援センター
	高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業（若草）
	うららか保育園 拠点
	うららか保育園
	春野西小放課後児童クラブ
	春野東小放課後児童クラブ
	南ヶ丘放課後児童クラブ
	平成福祉専門学校 拠点
	介護福祉士養成施設 平成福祉専門学校

［説明確認欄］

令和　　年　　月　　日

指定第１号通所事業サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者　　所在地　　高知市若草南町２２番２５号

事業者名　デイサービスセンター　くつろぎの家

説明者　　印

指定第１号通所事業サービス契約の締結にあたり、上記の通り説明を受け同意しました。

利用者　　住所

氏名　　印

（代筆による署名の場合）

氏名　　続柄

理由

身元引受人　住所

（連帯保証人）

氏名　　印